〔資　料〕

「こども未来戦略」の財源確保策と改革のあり方*

梅　原　英　治**

本資料は，拙稿「「こども未来戦略」の財源確保策と改革のあり方」（本誌本号掲載）の図・表を収録したものです（登場順）。拙稿とともにご覧ください。

（目次）　※掲載は前後することがあります。

表１　日本のこども（15歳未満人口）の数と割合の推移（1950～2024年）
表２　出生数，出生率，合計特殊出生率の推移（1899～2023年）
表３　日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）（2020～2070年）
表４　少子化対策の推移（1994～2024年）
表５　岸田首相の演説・記者会見などの件数（2021年10月～2024年８月）
表６　支援金試算額の説明の推移
表７　こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント
図１　こども未来戦略「加速化プラン」の予算規模と財源の基本骨格（イメージ）
表８　こども家庭庁2024年度予算における加速化プランの主な施策
表９　2024年度社会保障関係予算におけるこども・子育て政策の強化
表10　家族関係社会支出の国際比較
表11　日本とスウェーデンの比較～人口～（1950～2022年）
表12　日本とスウェーデンの比較～経済～（2000～2022年）
表13　社会保険負担軽減効果（2023年度分と2024年度分）
表14　「改革工程」における改革項目と工程
表15　消費税収と社会保障４経費の推移（2013～2024年度）
表16　2024年度における「社会保障の充実」（概要）
表17　社会保障制度改革による社会保障関係費の削減額の推移（2013～2024年度）
表18　消費税増税分の使途と「社会保障の充実」・「新しい経済政策パッケージ」（2014～2024年度）

* 本稿は，拙稿「こども・子育て政策の財源をどう確保するか」（自治体研究社『住民と自治』2023年９月号），同「こども未来戦略の財源確保策の検討」（（金沢大学内）医療・福祉問題研究会『医療・福祉研究』第30号，近刊予定［2024年５月提出］），同「安保３文書とこども未来戦略の財源確保策の現況および改革課題」（不公平な税制をただす会『福祉と税金』第36号，2024年10月）をもとに新たに書き下ろしたものですが，一部で重複する個所があることをお断りします。

** 大阪経済大学名誉教授

図２　こども・子育て支援金制度の仕組み
図３　こども・子育て支援納付金の按分（イメージ）
表19　こども・子育て支援納付金の医療保険別割当額（試算）
表20　被保険者一人当たりの支援金負担額（試算）
表21　支援金負担額に関する国の試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）
表22　医療保険・介護保険の財政関係（2021年度）
図４　こども・子育て支援特別会計（イメージ）
図５　法人税の基本税率の推移（普通法人，1980～2024年）
表23　所得税率の推移（1969～2024年）
図６　名目国内総生産の推移（1980～2022年度）
図７　内部留保の推移（1990～2022年度）
図８　非金融法人企業の資金過不足の状況（1994～2022年度）
図９　申告納税者の所得税負担率～いわゆる「１億円の壁」～（2022年分）
表24　当初所得のジニ係数と税制の所得再分配効果の推移（1962～2021年）
図10　防衛力整備計画の財源確保策（イメージ）
表25　防衛力強化財源と防衛力強化資金（2023～2024年度予算）

表１　日本のこども（15歳未満人口）の数と割合の推移（1950～2024年）

（単位：万人，％）

年次	総人口	15歳未満人口		15～64歳人口		65歳以上人口	
	人数	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1950	8,320	2,943	35.4	4,966	59.7	411	4.9
1955	8,928	2,980	33.4	5,473	61.3	475	5.3
1960	9,342	2,807	30.0	6,000	64.2	535	5.7
1965	9,827	2,517	25.6	6,693	68.1	618	6.3
1970	10,372	2,482	23.9	7,157	69.0	733	7.1
1975	11,194	2,723	24.3	7,584	67.7	887	7.9
1980	11,706	2,752	23.5	7,888	67.4	1,065	9.1
1985	12,105	2,604	21.5	8,254	68.2	1,247	10.3
1990	12,361	2,254	18.2	8,614	69.7	1,493	12.1
1995	12,557	2,003	16.0	8,726	69.5	1,828	14.6
2000	12,693	1,851	14.6	8,638	68.1	2,204	17.4
2005	12,777	1,759	13.8	8,442	66.1	2,576	20.2
2010	12,806	1,684	13.1	8,173	63.8	2,948	23.0
2015	12,709	1,595	12.5	7,728	60.8	3,387	26.6
2020	12,615	1,503	11.9	7,509	59.5	3,603	28.6
2023	12,455	1,435	11.5	7,401	59.4	3,620	29.1
2024	12,400	1,401	11.3	7,374	59.5	3,625	29.2

（出所）総務省統計局「わが国のこどもの数」『統計トピックス』No.141，2024年５月４日，５ページ，参考表１より。原資料は「国勢調査」及び「人口推計」。
（注）2023，2024年は４月１日現在，その他は10月１日現在。

表２　出生数，出生率，合計特殊出生率の推移（1899～2023年）

（単位：人，‰）

年次	出生数	出生率	合計特殊出生率	年次	出生数	出生率	合計特殊出生率
1899	1,386,981	32.0	…	1971	2,000,973	19.2	2.16
1900	1,420,534	32.4	…	1972	2,038,682	19.3	2.14
1905	1,452,770	31.2	…	1973	2,091,983	19.4	2.14
1910	1,712,857	34.8	…	1974	2,029,989	18.6	2.05
1915	1,799,326	34.1	…	1975	1,901,440	17.1	1.91
1920	2,025,564	36.2	…	1980	1,576,889	13.6	1.75
1925	2,086,091	34.9	…	1985	1,431,577	11.9	1.76
1930	2,085,101	32.4	…	1989	1,246,802	10.2	1.57
1935	2,190,704	31.6	…	1990	1,221,585	10.0	1.54
1940	2,115,867	29.4	…	1995	1,187,064	9.6	1.42
1947	2,678,792	34.3	4.54	2000	1,190,547	9.5	1.36
1948	2,681,624	33.5	4.40	2005	1,062,530	8.4	1.26
1949	2,696,638	33.0	4.32	2010	1,071,305	8.5	1.39
1950	2,337,507	28.1	3.65	2015	1,005,721	8.0	1.45
1955	1,730,692	19.4	2.37	2020	840,835	6.8	1.33
1960	1,606,041	17.2	2.00	2021	811,622	6.6	1.30
1965	1,823,697	18.6	2.14	2022	770,759	6.3	1.26
1970	1,934,239	18.8	2.13	2023	727,277	6.0	1.20

（出所）厚生労働省「令和５年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況」2024年６月５日，より作成。
（注）１．出生率は人口1000人当たり。合計特殊出生率は「15～49歳の女性の年齢別出生率の合計」。
２．2023年は概数。1944～1946年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略。1947～1972年は沖縄県を含まない。
３．1947～1949年は第１次ベビーブーム，1971～1974年は第２次ベビーブーム，1989年は「1.57ショック」（1990年）。

表３　日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）（2020～2070年）

年次	人口（万人）				割合（%）		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2020	12,615	1,503	7,509	3,603	11.9	59.5	28.6
2025	12,326	1,363	7,310	3,653	11.1	59.3	29.6
2030	12,012	1,240	7,076	3,696	10.3	58.9	30.8
2035	11,664	1,169	6,722	3,773	10.0	57.6	32.3
2040	11,284	1,142	6,213	3,929	10.1	55.1	34.8
2045	10,880	1,103	5,832	3,945	10.1	53.6	36.3
2050	10,469	1,041	5,540	3,888	9.9	52.9	37.1
2055	10,051	966	5,307	3,778	9.6	52.8	37.6
2060	9,615	893	5,078	3,644	9.3	52.8	37.9
2065	9,159	836	4,809	3,513	9.1	52.5	38.4
2070	8,700	798	4,535	3,367	9.2	52.1	38.7

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」『人口問題研究資料』第347号，2023年８月，表1-1，より作成。
（注）各年10月１日現在の総人口（日本における外国人を含む）。2020年は，総務省統計局『令和２年国勢調査（参考表：不詳補完結果）』による。

表４　少子化対策の推移（1994～2024年）

年月	少子化対策
1994年12月	エンゼルプラン，緊急保育対策５か年事業
1999年12月	少子化対策推進基本方針，新エンゼルプラン
2001年７月	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等），少子化対策プラスワン
2003年７月	少子化社会対策基本法，次世代育成支援対策推進法
2004年６月	少子化社会対策大綱
2004年12月	子ども・子育て応援プラン／地方公共団体，企業等における行動計画の策定・実施
2006年６月	新しい少子化対策について
2007年12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略／仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章，仕事と生活の調和推進のための行動方針
2008年２月	新待機児童ゼロ作戦について
2010年１月	子ども・子育てビジョン，子ども・子育て新システム検討会議
2010年11月	待機児童解消「先取り」プロジェクト
2012年３月	子ども・子育て新システムの基本制度について
2012年８月	子ども・子育て関連３法成立
2013年４月	待機児童解消加速化プラン
2013年６月	少子化危機突破のための緊急対策
2014年11月	まち・ひと・しごと創生法
2014年12月	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び同総合戦略
2015年３月	少子化社会対策大綱
2015年４月	子ども・子育て支援新制度本格施行，次世代育成支援対策推進法延長
2016年４月	子ども・子育て支援法改正
2016年６月	ニッポン一億総活躍プラン
2017年３月	働き方改革実行計画
2017年６月	子育て安心プラン
2017年12月	新しい経済政策パッケージ
2018年４月	子ども・子育て支援法改正
2018年６月	人づくり革命基本構想
2018年７月	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
2019年５月	子ども・子育て支援法改正
2019年12月	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び同総合戦略（第２期）
2020年４月	大学等における修学の支援に関する法律施行
2020年５月	少子化社会対策大綱
2020年12月	全世代型社会保障改革の方針／新子育て安心プラン
2021年５月	子ども・子育て支援法及び児童手当法改正
2021年12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
2022年６月	こども家庭庁設置法，こども基本法
2023年４月	こども家庭庁発足，こども基本法施行
2023年６月	こども未来戦略方針
2023年12月	こども未来戦略，こども大綱，こどもの居場所づくりに関する指針
2024年６月	子ども・子育て支援法等改正

（出所）内閣府『少子化社会対策白書（令和４年版）』2022年，48～49ページ，こども家庭庁『こども白書』2024年６月，39～62ページ，およびこども家庭庁のホームページ，より作成。

表５　岸田首相の演説・記者会見などの件数
（2021年10月～2024年８月）

期間	件数	うち「＃こども・子育て政策」
2021年10月４日～11月４日	24件	1件
2021年11月10日～12月28日	33件	1件
2022年１月１日～12月27日	181件	4件
2023年１月１日～12月26日	119件	21件
2024年１月１日～８月15日	67件	6件

（出所）首相官邸のホームページ「総理の演説・記者会見など」，より作成。2024年８月31日現在（最終更新日2024年８月24日「福島県訪問等についての会見」まで）。

表６　支援金試算額の説明の推移

２月	６日　衆院予算委	医療保険の加入者１人あたり **平均500円弱**
３月	29日　こども家庭庁	加入者平均で**450円** 医療保険ごとでは， **350円～600円**
４月	９日　衆院特別委	会社員らが入る被用者保険 では，被保険者あたり **年収600万円で1000円**
	11日　衆院特別委	国民健康保険は加入者あたり **年収400万円で550円**
	16日　衆院特別委	後期高齢者医療制度は， 加入者あたり **年収250万円で550円**

（出所）『朝日新聞』204年４月18日付。

表7　こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1．若い世代の所得向上に向けた取組

✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援，個々の企業の実態に応じた職務給の導入，成長分野への労働移動の円滑化）
✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底，希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）
✓所得制限を撤廃
✓高校生年代まで延長
　すべてのこどもの育ちを支える
　基礎的な経済支援として位置づけを明確化
✓第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万年
第3子以降	月額3万円　＊多子加算のカウント方法を見直し	

→　3人の子がいる家庭では，
　総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）
✓出産・子育て応援交付金
　10万円相当の経済的支援
　①妊娠届出時（5万円相当）
　②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
✓伴走型相談支援
　様々な不安・悩みに応え，ニーズに応じた支援につなげる
→妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中
STEP1　出産育児一時金の引き上げ
　42万円　→　50万円に
　大幅引き上げ
　「費用の見える化」・
　「環境整備」
STEP2　出産費用の保険適用の検討
　2026年度目途に検討

子育て世帯への住宅支援

✓公営住宅等への優先入居等
　今後10年間で計30万戸
✓フラット35の金利引き下げ
　こどもの人数に応じて最大1％（5年間）の引き下げ
　2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の
負担軽減を拡充
✓給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯，理工農系に拡充
　2024年度から実施
✓多子世帯の学生等については
　授業料等を無償化
　2025年度から実施
✓貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和
　2024年度から実施
✓修士段階の授業料後払い制度の導入
　2024年度から実施

2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設
　・月一定時間までの利用可能枠の中で，時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
　※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
　※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
✓保育所：量の拡大から質の向上へ
　4・5歳児は2024年度から実施，1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
　・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
　・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善　2023年度から実施
　・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充　2024年度から常勤職員配置の改善を実施
✓多様な支援ニーズへの対応
　・貧困，虐待防止，障害児・医療的ケア児等への支援強化　2023年度から順次実施
　・児童扶養手当の拡充　拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
　・補装具費支援の所得制限の撤廃　2024年度から実施

3．共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

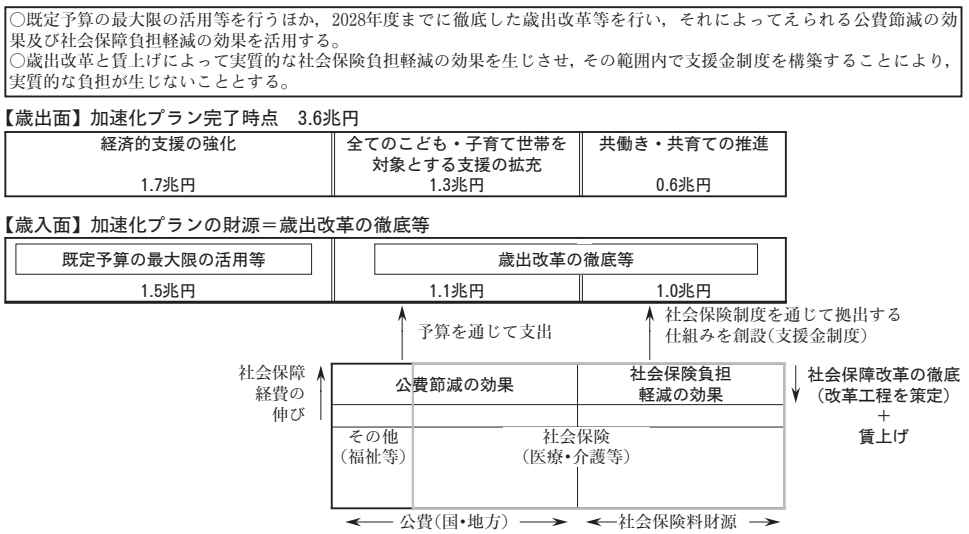
男性の育休取得率目標　85％へ大幅引き上げ（2030年）
→　男性育休を当たり前に
✓育児休業取得率の開示制度の拡充　2025年度から実施
✓中小企業に対する助成措置を大幅に強化
　・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充　2024年1月から実施
✓出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため
　給付率を手取り10割相当に　2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
　・事業主が，テレワーク，時短勤務等の中から2以上措置
　公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施
✓時短勤務時の新たな給付　2025年度から実施　→利用しやすい柔軟な制度へ

注）上記項目のうち，法律改正が必要な事項は，所要の法案を本通常国会に提出。
（出所）こども家庭庁支援金制度等準備室「こども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」2024年3月29日，2ページより。

図１　こども未来戦略「加速化プラン」の予算規模と財源の基本骨格（イメージ）



（出所）全世代型社会保障構築本部事務局「こども未来戦略における主な施策等について」こども未来戦略会議参考資料，2023年12月22日，19ページより。

表８　こども家庭庁2024年度予算における加速化プランの主な施策

令和６年度予算における加速化プランの主な施策	
⇒　令和６年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり，同プランによる令和６年度までの充実額の累計は0.8兆円程度（国・地方の事業費ベースで1.1兆円程度）。 （注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで1.3兆円程度。	
主な施策	令和６年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃，高校生年代への支給対象拡大，第３子以降３万円	・児童手当等交付金 １兆5,246億円（＋3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時５万円相当，出産届時５万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（＋254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで，身近な場所で相談に応じ，ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（＋127億円）
⑤4・5歳児の職員配置基準の改善 ・30対１から25対１への改善を図り，それに対応する加算措置を設ける	子どものための教育・保育給付交付金 １兆6,617億円（＋669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和５年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（＋228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援，医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（＋7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（＋90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（＋207億円）等

（注１）予算額は一般会計と特別会計の合計。
（注２）加速化プランによる充実額は上記の内数。
（注３）他省庁分としては，多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等），育休給付の増等がある。
（出所）こども家庭庁「令和６年度こども家庭庁予算案のポイント」2023年12月22日，２ページより。

表９　2024年度社会保障関係予算におけるこども・子育て政策の強化

こども・子育て政策の強化

○「こども未来戦略」において，令和10年度までの「3.6兆円（国・地方合計）」の施策充実と安定財源確保の枠組みを決定。
✓令和６年度は「3.6兆円」のうち約３割強を実現。（令和７年度には，各種施策の施行・満年度化による３／４まで実施予定。）
✓歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保。（令和６年度の不足分（0.2兆円程度）は，特別会計でこども・子育て支援特例公債を発行。）
○国のこども・子育て関係予算（一般会計と特別会計の合計）も着実に増加。
✓こども家庭庁予算　令和４年度：4.7兆円→令和５年度：4.8兆円→令和６年度：5.3兆円　※令和６年度こども家庭庁予算：５兆2,832億円
✓育休給付の増加分を合わせ，令和４年度→令和６年度で＋0.7兆円（＋15%増）　（＋4,728億円，うち一般会計分＋1,766億円）

児童手当の拡充

拡充後の初回の給付を令和６年12月とする
✓所得制限を撤廃　１兆5,246億円
✓高校生年代まで延長　（うち拡充分＋3,558億円）
✓第３子以降は３万円

支援金額	０～３歳	３歳～高校生年代
第１子・第２子	月額１万５千円	月額１万円
第３子以降	月額３万円	

＊多子加算のカウント方法を見直し

高等教育（大学等）

✓高等教育の負担軽減を拡大　5,438億円（＋127億円）
・多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯収入約600万円）に対象拡大
※令和７年度から，多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化
（多子世帯：扶養されるこども③人以上，支援上限：現行制度と同様）

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓保育所：量の拡大から質の向上へ　1,187億円＊（＋882億円）
・76年ぶりの配置改善：［４・５歳児］30対１→25対１
・令和５年度人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善
✓多様な支援ニーズへの対応　867億円＊（＋526億円）
・貧困，虐待防止，障害児・医療的ケア児等への支援強化（一部，厚生労働省予算）
・児童扶養手当の拡充，補装具費支援の所得制限の撤廃
＊令和４年度→令和６年度の増額分

妊娠・出産時からの支援強化

実施中
✓出産・子育て応援交付金　569億円（＋274億円）
・こども１人につき10万円相当の経済的支援
✓伴走型相談支援　56億円（＋５億円）
・様々な困難・悩みに応え，ニーズに応じた支援につなげる

育休を取りやすい職場に

✓男性の育休取得増に伴う育休給付の増　8,555億円（＋931億円）
・育休給付の財政基盤の強化のため，国庫負担を本則１／８に引き上げ
※保険料率は，当面0.4%に据え置きつつ，本則を令和７年度から0.5%に引き上げるとともに，保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入
※育休給付は労働保険特会雇用勘定（厚生労働省予算）に計上。令和７年度からこども・子育て支援特別会計に一元化。

＊金額は令和６年度の国の予算（一般会計と特別会計の合計）

（出所）端本主計官・松本主計官「令和６年度社会保障関係予算のポイント」2024年１月，22ページ，別紙７より。

表10　家族関係社会支出の国際比較

家族関係社会支出（対ＧＤＰ比）		18歳以下人口一人当たり家族関係社会支出（対国民一人当たりＧＤＰ比）	
スウェーデン	3.4%	スウェーデン	15.4%
フランス	2.7%	ドイツ	13.9%
ドイツ	2.4%	フランス	11.8%
イギリス	2.4%	日本	11.0%
ＯＥＣＤ平均	2.1%	イギリス	10.8%
日本	1.7%	ＯＥＣＤ平均	10.1%
アメリカ	0.6%	アメリカ	2.6%

（出所）小倉内閣府特命担当大臣（こども政策，少子化対策，若者活躍，男女共同参画）「提出資料」こども未来戦略会議，2023年５月17日，「資料６」，９ページより。出典は，OECD, “Social Expenditure Database”, OECD,“Education at a Glance 2021”.
（原注）2019年・年度（2023年４月４日時点）。

表11　日本とスウェーデンの比較～人口～（1950～2022年）

	日本	スウェーデン
人口（千人）		
2010年	128,057	9,378
2015年	127,095	9,799
2022年	124,947	10,452
年齢別人口割合（2022年，%）		
0～14歳	11.6	17.6
15～64歳	59.4	62.1
65歳以上	29.0	20.3
合計特殊出生率		
1950年	3.65	2.32
1960年	2.00	2.17
1970年	2.13	1.94
1980年	1.75	1.68
1990年	1.54	2.14
2000年	1.36	1.57
2010年	1.39	1.99
2020年	1.33	1.67
2021年	1.30	1.67
2022年	1.26	…

（出所）国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集（2024年版）』2024年５月，表 1-14，表 2-14，表 4-5，より作成。

表13　社会保険負担軽減効果（2023年度分と2024年度分）

（単位：兆円）

年度分	事項	負担軽減効果	控除分
2023	薬価改定	▲ 0.15	
	前期財政調整における報酬調整 後期高齢者の保険料負担の見直し		0.09
	計	▲ 0.15	0.09
2024	薬価等改定／薬価制度見直し	▲ 0.26	
	診療報酬改定	0.05	0.15
	介護報酬改定	0.04	0.06
	介護の１号保険料見直し		0.04
	計	▲ 0.17	0.25
2023年度分・2024年度分合計		▲ 0.33	0.34

（出所）端本主計官・松本主計官「令和６年度社会保障関係予算のポイント」2024年１月，31ページ（2023年12月20日厚生労働省大臣折衝事項），より作成。

表12　日本とスウェーデンの比較～経済～（2000～2022年）

年次	名目ＧＤＰ（百万米ドル）		名目ＧＤＰ成長率（%）	
	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン
2000	3,461,199	262,810	1.4	6.5
2001	3,552,841	266,313	▲ 0.7	4.1
2002	3,647,933	276,018	▲ 1.3	3.8
2003	3,753,919	285,021	▲ 0.1	4.2
2004	3,938,956	304,517	1.0	4.3
2005	4,110,440	309,213	0.6	3.5
2006	4,300,322	342,607	0.5	6.7
2007	4,482,081	374,289	0.8	6.4
2008	4,517,268	388,684	▲ 2.1	2.6
2009	4,295,629	374,528	▲ 6.2	▲ 2.0
2010	4,525,401	395,913	2.1	6.7
2011	4,629,400	421,516	▲ 1.6	4.4
2012	4,799,613	432,488	0.6	0.7
2013	5,021,591	444,617	1.6	2.1
2014	5,034,455	457,508	2.0	4.5
2015	5,199,915	481,171	3.7	6.5
2016	5,158,900	500,424	1.2	3.4
2017	5,262,255	522,477	1.6	5.0
2018	5,344,061	544,594	0.6	4.5
2019	5,404,462	588,258	0.2	4.6
2020	5,351,114	597,294	▲ 3.3	▲ 0.4
2021	5,566,714	660,103	2.0	8.7
2022	5,862,149	715,622	1.2	9.0
2000～2022平均成長率			0.25	4.34

（出所）OECD, Data, Gross domestic product （GDP), and Nominal GDP forecast, より作成（2024年６月12日アクセス）。

表14 「改革工程」における改革項目と工程

A．2024年度に実施する取組	
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	**（労働市場や雇用の在り方の見直し）** ◆同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ◆「多様な正社員」の拡充に向けた取組 ◆非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進 ◆経験者採用(中途採用)に関する企業の取組の促進 ◆三位一体の労働市場改革の推進 ◆成長意欲のある中堅・中小企業のグループ化に向けた支援
医療・介護制度等の改革	◆前期財政調整における報酬調整（1／3）の導入 ◆後期高齢者負担率の見直し ◆介護保険制度改革（第１号保険料負担の在り方の見直し） ◆介護の生産性・質の向上（ロボット・ＩＣＴ活用，経営の協働化・大規模化の推進，介護施設の人員配置基準の柔軟化等） ◆イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ◆診療報酬改定，介護報酬改定，障害福祉サービス等報酬改定の実施 ◆入院時の食費の基準の見直し等 ◆生活保護制度の医療扶助の適正化
「地域共生社会」の実現	◆重層的支援体制整備事業の更なる促進 ◆多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組 ◆複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討 ◆社会保障教育の一層の推進 ◆住まい支援の強化に向けた制度改正
B．2028年度までに実施する取組	
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	**（勤労者皆保険の実現に向けた取組）** ◆短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ◆常時５人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消 ◆週所定労働時間20時間未満の労働者，常時５人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大 ◆フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理 ◆年収の壁に対する取組
医療・介護制度等の改革	**（生産性の向上，効率的なサービス提供，質の向上）** ◆医療ＤＸによる効率化・質の向上 ◆生成ＡＩ等を用いた医療データの利活用の促進 ◆医療機関，介護施設等の経営情報の更なる見える化 ◆医療提供体制改革の推進 ◆効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ◆医師偏在対策等 ◆介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正 ◆介護の生産性・質の向上（ロボット・ＩＣＴ活用，協働化・大規模化の推進等） ◆イノベーションの推進，安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ◆国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化 ◆国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進 ◆介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方，軽度者への生活援助 サービス等に関する給付の在り方） ◆サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ◆福祉用具貸与のサービスの向上 ◆生活保護の医療扶助の適正化等 ◆障害福祉サービスの地域差の是正
	（能力に応じた全世代の支え合い） ◆介護保険制度改革（利用者負担（２割負担）の範囲の見直し，多床室の室料負担の見直し） ◆医療・介護保険における金融所得の勘案 ◆医療・介護保険における金融資産等の取扱い ◆医療・介護の３割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ◆障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現
	（高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ◆高齢者の活躍促進 ◆疾病予防等の取組の推進 ◆健康づくりや虚弱化予防・介護予防にもつながる地域社会と継続的な関係を保つ居場所づくり ◆経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し，入院時の食費の基準の見直し）
「地域共生社会」の実現	◆孤独・孤立対策の推進 ◆身寄りのない高齢者等への支援 ◆社会保障教育の一層の推進

（出所）閣議決定「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」2023年12月22日，より作成。
（注）「Ｃ．2040年頃を見据えた中長期的な課題に対して必要となる取組」は省略。

表15　消費税収と社会保障４経費の推移（2013～2024年度）

（単位：億円）

年度	社会保障 使途				合計①	消費税収 ②	スキマ ②－①	②／①（%）
（増税前）	基礎年金	老人医療	介護					
2013	99,433	54,118	24,916		178,468	75,075	▲ 103,393	42.1
（増税後）	年金	医療	介護	少子化対策				
2014	113,894	108,619	27,668	18,703	268,883	119,184	▲ 149,699	44.3
2015	117,344	112,123	28,294	19,716	277,477	132,960	▲ 144,517	47.9
2016	119,248	112,739	29,323	20,245	281,555	133,527	▲ 148,028	47.4
2017	120,776	115,010	30,130	21,150	287,067	133,162	▲ 153,905	46.4
2018	122,918	116,079	30,953	21,438	291,388	136,426	▲ 154,962	46.8
2019	126,653	118,543	32,101	25,791	303,088	153,585	▲ 149,503	50.7
2020	131,335	121,546	33,838	30,388	317,107	174,838	▲ 142,269	55.1
2021	133,180	119,821	34,662	30,459	318,122	163,286	▲ 154,836	51.3
2022	133,900	120,925	35,803	31,095	321,722	173,663	▲ 148,059	54.0
2023	137,141	121,517	36,809	31,414	326,882	188,241	▲ 138,641	57.6
2024	140,369	122,366	37,188	33,999	333,922	191,775	▲ 142,147	57.4

（出所）財務省主計局・理財局『予算及び財政投融資計画計画の説明』各年度，より作成。
（注）１．金額は当初予算額。消費税収は地方交付税分を除いた金額。
２．社会保障４経費とは，「制度として確立された年金，医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（消費税法第１条第２項）のこと。
３．年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。

表16　2024年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事項		事業内容	2023年度予算額	2024年度予算額	対前年度増減額
こども・子育て支援		こども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実	7,000	7,000	0
		育児休業中の経済的支援の強化	17	979	962
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携，在宅医療の推進等			
		・地域医療介護総合確保基金（医療分）	1,029	1,029	0
		・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	1,148	1,498	350
		うち，2024年度における看護職員，リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部	－	{350}	{350}
		・医療情報化支援基金	289	172	▲ 117
		地域包括ケアシステムの構築			
		・2015年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等）	1,196	1,196	0
		・在宅利用・介護連携，認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	414	▲ 120
		・地域医療介護総合確保基金（介護分）	734	524	▲ 210
		・2022年度における介護職員の処遇改善	752	752	0
		・2024年度における介護職員の処遇改善	－	517	517
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	693	693	0
		被用者保険の拠出金等に対する支援	700	900	200
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	248	0
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	1,190	▲ 382
		介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0
		国民健康保険への財政支援の拡充（低所得者数に応じた財政支援，保険者努力支援制度等）	3,736	3,816	80
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	4	15	11
		こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	－	47	47
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	2,089	0
年金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	644	0
		年金生活者支援給付金の支給	5,220	3,958	▲ 1,262
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	91	106	15
合計			27,972	27,987	15

（出所）端本主計官・松本主計官「令和６年度社会保障関係予算のポイント」2024年１月，28ページ，より作成。
（注）金額は公費ベース（国・地方合計額）。計数は四捨五入の関係により，端数において合計と合致しないものがある。

表17　社会保障制度改革による社会保障関係費の削減額の推移
（2013～2024年度）

（単位：億円）

年度	主なもの	削減額
2013	生活保護の適正化（▲1200）	▲ 1,200
2014	薬価改定（▲1300） 「７対１入院基本料」算定病床の要件の厳格化（▲200）	▲ 1,700
2015	介護報酬改定（適正化分）（▲1130） 協会けんぽ国庫補助の見直し（▲460）	▲ 1,700
2016	薬価改定等（▲1500） 協会けんぽ国庫補助の見直し（▲200）	▲ 1,700
2017	オブジーボ薬価引き下げ（▲200） 高額療養費の見直し（▲220） 後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し（▲190） 介護納付金の総報酬制の導入（▲440） 協会けんぽ国庫補助の見直し（▲320）	▲ 1,400
2018	薬価制度の抜本改革，薬価改定等（▲1300）	▲ 1,300
2019	介護納付金の総報酬制の拡大（▲610） 薬価改定等（▲500） 生活保護基準の段階的見直し（▲30）	▲ 1,300
2020	介護納付金の総報酬制の拡大（▲610） 薬価改定等（▲600） 生活保護基準の段階的見直し（▲30）	▲ 1,300
2021	毎年薬価改定（▲1000） 介護保険制度改正（▲110）	▲ 1,300
2022	薬価改定等（▲1600） 後期高齢者医療の患者負担割合見直し（▲300） 被用者保険の適用拡大（▲300） リフィル処方箋の導入（▲100）	▲ 2,200
2023	毎年薬価改定（▲700） 雇用調整助成金特例見直し（▲300） 保険者機能強化推進交付金の見直し（介護）（▲100）	▲ 1,500
2024	薬価改定等（▲1300）	▲ 1,400

（出所）財務省「（資料）こども・高齢者」財政制度等審議会財政制度分科会，2024年４月16日，６ページ，より作成。

表18　消費税増税分の使途と「社会保障の充実」・「新しい経済政策パッケージ」（2014～2024年度）

（１）消費税増税分の内訳（社会保障の安定・充実）　（単位：兆円）

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
基礎年金国庫負担割合２分の１	2.95	3.0	3.1	3.1	3.2	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
社会保障の充実	**0.5**	**1.35**	**1.35**	**1.35**	**1.35**	**2.17**	**3.89**	**3.89**	**4.01**	**4.03**	**4.05**
消費税率引き上げに伴う社会保障４経費の増（物価上昇分）	0.20	0.35	0.37	0.37	0.39	0.47	0.60	0.63	0.63	0.63	0.63
後代への負担のつけ回しの軽減	1.3	3.4	3.4	3.3	3.4	4.4	5.8	5.1	5.8	7.0	6.9
増収合計	5.0	8.2	8.2	8.2	8.4	10.3	14.1	13.4	14.3	15.6	15.7
	2014年４月 5→8%					2019年10月 8→10%					

（２）歳出努力　（単位：兆円）

社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果	－	－	**0.29**	**0.49**	**0.51**	**0.51**	**0.4**	**0.4**	**0.4**	**0.4**	**0.4**

（３）社会保障の充実　（単位：億円）

事業内容	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
子ども・子育て支援											
子ども・子育て支援新制度の実施	2,915	4,844	5,593	6,526	6,526	6,526	6,526	6,526	6,526	6,526	6,526
社会的養護の充実	80	283	345	416	416	474	474	474	474	474	474
育児休業中の経済的支援の強化	64	62	67	17	17	17	17	17	17	17	979
新子育て安心プランの実施	－	－	－	－	－	－	－	223	－	－	－
医療・介護											
医療・介護サービスの提供体制改革											
病床の機能分化・連携，在宅医療の推進等											
地域医療介護総合確保基金（医療分）	544	904	904	904	934	1,034	1,194	1,179	1,029	1,029	1,029
うち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援	－	－	－	－	－	－	－	195	－	－	－
診療報酬改定における消費税財源等の活用分	353	392	442	442	473	476	602	803	931	1,148	1,498
うち看護職員の処遇改善	－	－	－	－	－	－	－	－	144	346	346
うち不妊治療の保険適用（本体分）	－	－	－	－	－	－	－	－	120	189	189
うち不妊治療の保険適用（薬価分）	－	－	－	－	－	－	－	－	54		
うち2024年度における看護職員，リハビリ専門職など医療関係職種の賃上げの一部	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	350
医療情報化支援基金	－	－	－	－	－	－	－	－	735	289	172
地域包括ケアシステムの構築											
地域医療介護総合確保基金（介護分）	724	724	724	724	724	824	824	824	824	734	524
在宅医療・介護連携，認知症施策の推進など地域支援事業の充実	43	236	390	429	434	534	534	534	534	534	414
2015年度介護報酬改定における消費税財源の活用分（介護職員の処遇改善等）	－	1,051	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196	1,196
2022年度介護職員の処遇改善	－	－	－	－	－	－	－	－	313	752	752
2024年度介護職員の処遇改善	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	517
医療ＩＣＴ化促進基金（仮称）の創設	－	－	－	－	－	300	768	－	－	－	－

表18　消費税増税分の使途と「社会保障の充実」・「新しい経済政策パッケージ」（続き）

（3）社会保障の充実（続き）　（単位：億円）

事業内容	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
医療・介護保険制度の改革											
国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	－	－	－	－	－	－	－	－	81	81	81
被用者保険の拠出金に対する支援	－	109	210	700	700	700	700	700	700	700	900
70歳未満の高額療養費制度の改正	42	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	－	221	218	221	246	900	1,572	1,572	1,572	1,572	1,190
介護保険保険者努力支援交付金	－	－	－	－	－	－	200	200	200	200	200
国民健康保険への財政支援の拡充											
低所得者数に応じた自治体への財政支援	－	1,864	2,244	1,664	1,664	1,664	1,664	1,664	1,664	3,736	3,816
保険者努力支援制度等	－	－	－	800	1,527	1,772	2,272	2,272	2,272		
財政安定化基金の造成	－	－	－	1,100	160	－	－	－	－	－	－
出産育児一時金支援	－	－	－	－	－	－	－	－	－	76	－
国民健康保険の産前産後保険料の免除	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	15
こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	47
難病・小児慢性特定疾病への対応											
難病・小児慢性特定疾病にかかる公平かつ安定的な制度の運用等	298	2048	2089	2,089	2,089	2,089	2,089	2,089	2,089	2,089	2,089
年金											
年金受給資格期間の25年から10年への短縮	－	－	－	256	644	644	644	644	644	644	644
年金生活者支援給付金の支給	－	－	－	－	－	1,859	4,908	5,220	5,220	5,220	3,958
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	20	32	44	50	61	68	80	88	91	106
合計① （対前年度増減額）	4,952 －	13,620 8,668	15,295 1,675	18,388 3,093	18,659 271	21,930 3,271	27,111 5,181	27,078 ▲33	27,968 890	27,972 4	27,987 15

（4）「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）

待機児童の解消						536	722	722	722	722	722
幼児教育・保育の無償化						3,882	8,858	8,858	8,858	8,858	8,858
介護人材の処遇改善						421	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
高等教育の無償化						－	5,274	5,208	5,601	5,764	5,908
合計②						4,839	15,857	15,791	16,184	16,347	16,491
①＋②	4,952	13,620	15,295	18,388	18,659	26,769	42,968	42,869	44,152	44,319	44,478

（出所）厚生労働省「厚生労働省予算案の主要事項」各年度，より作成。

（注）1．社会保障充実の財源は，（1）の消費税増税分の「社会保障の充実」と，（2）の「社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果」とを活用して確保するものとしている。なお，（2）の2015年度の「財政効果」の額は明らかにされていない（差し引きすれば120億円）。

2．金額は当初予算，国と地方の合計額。計数は四捨五入により，端数において合計と一致しないものがある。

3．消費税率引上げによる増収額は，①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に向け，②残額の満年度時の㈠「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と㈡「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

4．2024年度の上記資料には，加速化プランを支える安定財源として，「インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和6年度予算約1,700億円）の活用を図ることとしている」とされている。上記にそれが含まれているかは明らかでない。

図２　こども・子育て支援金制度の仕組み

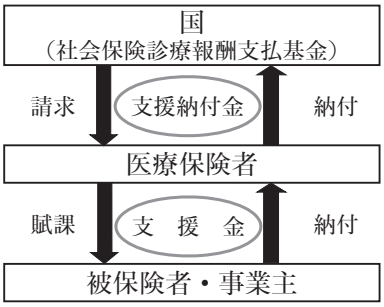
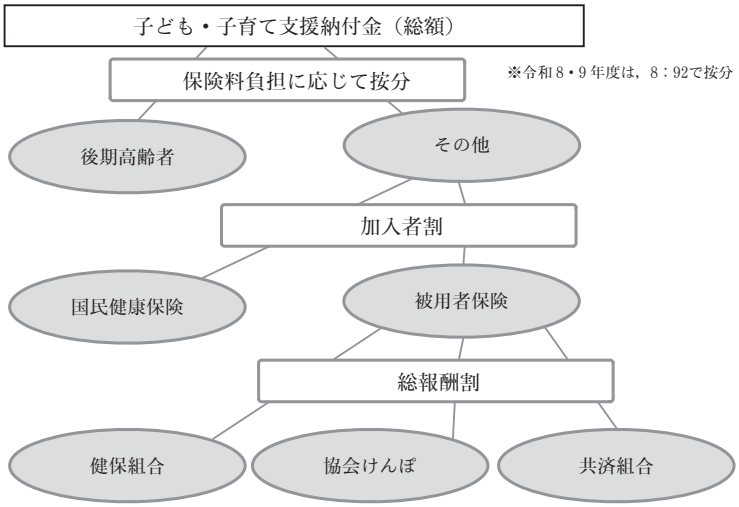


図３　子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）



（出所）こども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案のポイント」2024年２月，９ページより。

表19　こども・子育て支援納付金の医療保険別割当額（試算）

（2028年度の見込額）

医療保険制度	ステップ1（保険料負担で按分）			ステップ2（加入者数で按分）			ステップ3（総報酬で按分）			まとめ 支援納付金		（参考）国試算	
	保険料（億円）	構成比（%）	納付金（億円）	加入者（千人）	構成比（%）	納付金（億円）	総報酬（億円）	構成比（%）	納付金（億円）	割当額（億円）	構成比（%）	割当額（億円程度）	構成比（%）
A．被用者保険計	206,207			77,467	73.4%	9,010	2,216,335	100.0%	9,010	9,010	69.3%	8,900	68.5%
①協会けんぽ	98,553			40,281	38.2%	4,685	986,659	44.5%	4,011	4,011	30.9%	3,900	30.0%
②組合健保	82,651			28,382	26.9%	3,301	926,921	41.8%	3,768	3,768	29.0%	3,700	28.5%
③船員保険	313			113	0.1%	13	2,275	0.1%	9	9	0.1%	N.A.	N.A.
④共済組合	24,690			8,690	8.2%	1,011	299,479	13.5%	1,217	1,217	9.4%	1,300	10.0%
B．国保計	28,027			28,051	26.6%	3,262				3,262	25.1%	3,000	23.1%
⑤市町村国保	22,991			25,369	24.0%	2,950				2,950	22.7%	N.A.	N.A.
⑥国保組合	5,036			2,683	2.5%	312				312	2.4%	N.A.	N.A.
A＋B	234,234	94.4%	12,272	105,518	100.0%	12,272				12,272	94.4%	11,900	91.5%
⑦後期高齢者	13,893	5.6%	728	18,434						728	5.6%	1,100	8.5%
合計	248,129	100.0%	13,000	123,952						13,000	100.0%	13,000	100.0%

（出所）こども家庭庁支援金制度等準備室「こども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」（2024年3月19日，6ページ），および西沢和彦「少子化対策における財源確保策の問題点」（『月刊自治研』2024年2月号，表2）を参考に，厚生労働省保険局調査課『医療保険に関する基礎資料（令和3年度の医療費等の状況）』」（2023年12月）における2021年度の保険料，加入者数，総報酬，被保険者数のデータに基づき計算・作成。

（注）1．支援納付金の総額を，個人・事業主拠出の総額1兆円＋公費の計1.3兆円程度とした場合の数値。公費は，国保・後期高齢者医療制度の低所得者負担軽減等，共済組合（公務員）の事業主負担分等」（上記こども家庭庁資料より）。

2．協会けんぽには健康保険法第3条第2項被保険者（日雇いなど）を含む。共済組合は，国家公務員共済組合，地方公務員等共済組合，私立学校教職員共済事業団の合計。

表20　被保険者一人当たりの支援金負担額（試算）

（2028年度の見込額）

医療保険制度	支援金割当額（億円）	被保険者数（千人）	被保険者一人当たり負担額（年・円）	同左（国試算）（年・円）	（参考）加入者数（千人）	加入者一人当たり負担額（年・円）	同左（国試算）（年・円）
A．被用者保険計	4,505	46,319	－	－	77,467	－	－
①協会けんぽ	2,005	25,083	7,995	8,400	40,265	4,981	5,400
②組合健保	1,884	16,411	11,480	10,200	28,382	6,638	6,000
③船員保険	5	57	8,112	－	113	4,092	－
④共済組合	609	4,767	12,769	11,400	8,690	7,005	7,200
B．国保計	3,262	28,051	－	－	28,051	－	－
⑤市町村国保	2,950	25,369	11,630	4,800	25,369	11,630	4,800
⑥国保組合	312	2,683	11,630	－	2,683	11,630	－
A＋B	7,767	74,370	－	－	105,518	－	－
⑦後期高齢者	728	18,434	3,949	4,200	18,434	3,949	4,200
合計	8,495	92,803	－	－	123,952	－	－

（出所・注）表19と同じ。被用者保険の割当額は労使折半後。負担額は平均額。

表21　支援金負担額に関する国の試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額，支援金額は50円丸め，保険料は100円丸め。）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和３年度実績）（②）	（参考）①／②
	令和８年度見込み額	令和９年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	**250円**	**350円**	**450円**	**9,500円**	**4.7%**
被用者保険	300円 （参考）被保険者一人当たり 450円	400円 （参考）被保険者一人当たり 600円	500円 （参考）被保険者一人当たり 800円	10,800円 （参考）被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 （参考）被保険者一人当たり 400円	350円 （参考）被保険者一人当たり 550円	450円 （参考）被保険者一人当たり 700円	10,200円 （参考）被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 （参考）被保険者一人当たり 500円	400円 （参考）被保険者一人当たり 750円	500円 （参考）被保険者一人当たり 850円	11,300円 （参考）被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 （参考）被保険者一人当たり 550円	450円 （参考）被保険者一人当たり 750円	600円 （参考）被保険者一人当たり 950円	11,800円 （参考）被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険（市町村国保）	250円 （参考）一世帯当たり 350円	300円 （参考）一世帯当たり 450円	400円 （参考）一世帯当たり 600円	7,400円 （参考）一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（出所）こども家庭庁支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」2024年３月29日，５ページより。

（原注１）本推計は，一定の仮定をおいて行ったものであり，結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり，被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお，被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ，実務上，国が一律の支援金率を示すこととする。

（原注２）被用者保険の年収別の支援金額については，数年後の賃金水準によることから，試算することは難しいものの，参考として，令和３年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め，月額，令和10年度）を計算すると（＊），年収200万円の場合350円，同400万円の場合650円，同600万円の場合1,000円，同800万円の場合1,350円，同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし，政府が総力をあげて取り組む賃上げにより，今後，総報酬の伸びが進んだ場合には，数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和６年４月９日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。

＊令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について，賃上げが力強く進む前の令和３年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから，労使折半の下，本人拠出を0.2%として計算。

（原注３）国民健康保険の１世帯当たりの金額は令和３年度における実態を基に計算している。

（原注４）国民健康保険の支援金については，医療分と同様に低所得者軽減を行い，例えば夫婦子１人の３人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め，月額，令和10年度）でみると，年収80万円の場合50円（応益分７割軽減），同160万円の場合200円（同５割軽減），同200万円の場合250円（同２割軽減），同300万円の場合400円（同２割軽減）。国保の被用者の世帯では，これらの層がボリュームゾーンであり，年収400万円以上については上位約１割と対象が限定されるため（＊），この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが，以下，参考として，同400万円の場合550円（軽減なし，以下同じ），同600万円の場合800円，同800万円の場合1,100円。なお，支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み，こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう，こども（18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。

＊年収600万円は上位約５％，800万円は約２％に該当。年収1,000万円は上位約１％に該当し，ごく少数であるほか，現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため，金額は一概にいえない。

（原注５）後期高齢者医療制度の支援金についても，医療分と同様に低所得者軽減を行い，例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め，月額，令和10年度）でみると，年収80万円の場合50円（均等割７割軽減），同160万円の場合100円（同７割軽減），同180万円の場合200円（同５割軽減），同200万円の場合350円（同２割軽減）。年金収入のみの者では，これらの層がボリュームゾーンであり，年収250万円以上については上位約１割と対象が限定されるため（＊），この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが，以下，参考として，同250万円の場合550円（軽減なし，以下同じ），同300万円の場合750円。

＊年金収入300万円は上位約５％に該当。年金収入400万円以上は上位約１％に該当し，年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか，現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため，金額は一概にいえない。

（原注６）介護分の保険料額は，第１号保険者（65歳～）の１人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和５年度），第２号被保険者（40～64歳）の１人当たり月額（事業主負担分，公費分を含む）で6,276円（令和６年度見込額）。

表22　医療保険・介護保険の財政関係（2021年度）

（単位：兆円）

医療保険	収入						支出					
		保険料	介護2号保険料	公費	前期高齢者交付金	その他		給付	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	その他
①協会けんぽ	12.2	9.9	1.1	1.2	－	0.0	11.9	6.7	1.6	2.2	1.0	0.4
②組合健保	9.5	8.3	1.0	0.0	－	0.2	9.5	4.2	1.6	2.0	1.0	0.6
③船員保険	0.0	0.0	0.0	0.0	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④共済組合	2.9	2.5	0.3	－	－	0.1	3.0	1.3	0.5	0.7	0.3	0.1
⑤市町村国保	11.7	2.3	0.3	4.9	3.8	0.4	11.6	8.8	0.0	1.6	0.6	0.7
⑥国保組合	0.9	0.5	0.1	0.3	0.0	0.0	0.9	0.9	0.1	0.2	0.1	0.1
									3.8	6.6	3.1	

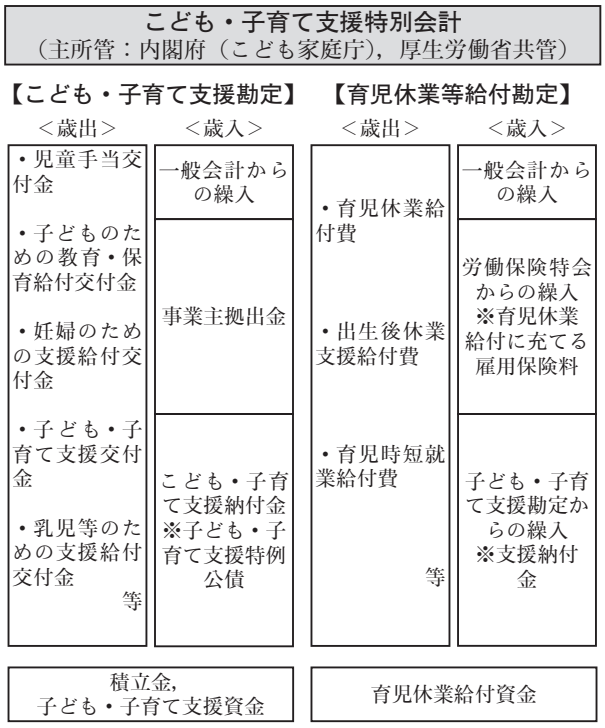
	収入						支出					
		保険料		公費	後期高齢者交付金	その他		給付	その他			
⑦後期高齢者	15.9	1.4		8.0	6.5	0.0	15.9	15.8	0.1			

	収入						支出					
		介護1号保険料		公費	支払基金交付金	その他		給付	地域支援事業	その他		
介護保険	11.9	2.4		6.2	2.9	0.3	11.5	10.4	0.5	0.5		

（出所）西沢和彦「少子化対策における財源確保策の問題点」『月刊自治研』2024年2月号，44ページ，表1より（一部変更）。

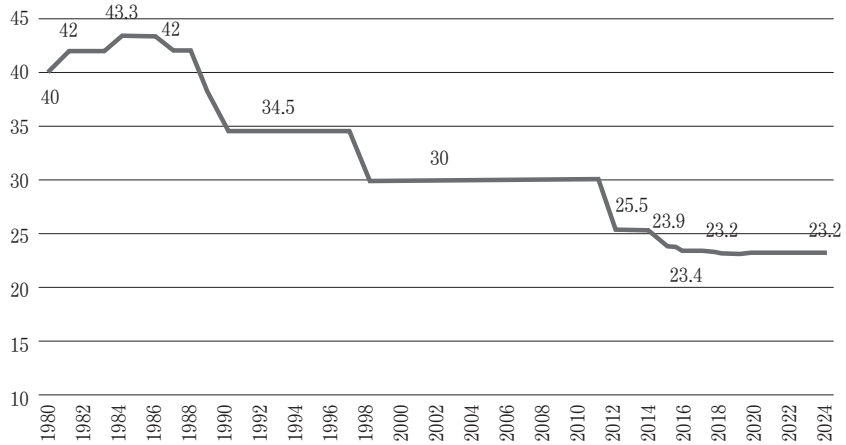
（注）資金の移転は社会保険診療報酬支払基金を介して行われる。

図４　こども・子育て支援特別会計（イメージ）



（出所）こども家庭庁「こども・子育て支援法等の一部を改正する法律案のポイント」2024年２月，８ページより。

図５　法人税の基本税率の推移（普通法人，1980～2024年，％）



（出所）藤井大輔・木原大策編『図説・日本の税制（令和２～３年度版）』財経詳報社，2021年，147ページ，より作成。

表23　所得税率の推移（1969～2024年）

（%）

<table>
<tr><th rowspan="2">課税所得区分
（万円）</th><th colspan="10">主な改正年次</th></tr>
<tr><th>1969</th><th>1970</th><th>1976</th><th>1984</th><th>1987</th><th>1989</th><th>1995</th><th>1999</th><th>2007</th><th>2015</th></tr>
<tr><td>30 以下</td><td>10</td><td>10</td><td rowspan="3">10</td><td rowspan="2">10.5</td><td rowspan="6">10.5</td><td rowspan="13">10</td><td rowspan="13">10</td><td rowspan="13">10</td><td rowspan="8">5</td><td rowspan="8">5</td></tr>
<tr><td>30 超 ～ 50 以下</td><td rowspan="2">14</td><td rowspan="2">12</td></tr>
<tr><td>50 超 ～ 60 以下</td><td rowspan="4">12</td></tr>
<tr><td>60 超 ～ 90 以下</td><td rowspan="2">18</td><td>14</td><td rowspan="3">12</td></tr>
<tr><td>90 超 ～ 100 以下</td><td rowspan="2">16</td></tr>
<tr><td>100 超 ～ 120 以下</td><td rowspan="2">22</td></tr>
<tr><td>120 超 ～ 150 以下</td><td>18</td><td rowspan="2">14</td><td rowspan="4">14</td></tr>
<tr><td>150 超 ～ 180 以下</td><td rowspan="3">26</td><td rowspan="3">21</td><td rowspan="2">12</td></tr>
<tr><td>180 超 ～ 195 以下</td><td rowspan="3">16</td></tr>
<tr><td>195 超 ～ 200 以下</td><td rowspan="4">10</td><td rowspan="4">10</td></tr>
<tr><td>200 超 ～ 240 以下</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="2">24</td><td rowspan="3">17</td><td rowspan="3">16</td></tr>
<tr><td>240 超 ～ 250 以下</td><td rowspan="2">18</td></tr>
<tr><td>250 超 ～ 300 以下</td><td>34</td><td>27</td><td rowspan="5">20</td><td rowspan="5">20</td></tr>
<tr><td>300 超 ～ 330 以下</td><td rowspan="3">38</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="3">21</td><td rowspan="3">21</td><td rowspan="4">20</td></tr>
<tr><td>330 超 ～ 350 以下</td><td rowspan="9">20</td><td rowspan="9">20</td></tr>
<tr><td>350 超 ～ 400 以下</td><td>34</td></tr>
<tr><td>400 超 ～ 500 以下</td><td>42</td><td>38</td><td>24</td><td rowspan="2">25</td><td rowspan="2">25</td></tr>
<tr><td>500 超 ～ 600 以下</td><td rowspan="3">46</td><td>42</td><td>27</td></tr>
<tr><td>600 超 ～ 695 以下</td><td rowspan="3">46</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="3">30</td><td rowspan="3">30</td><td rowspan="6">30</td></tr>
<tr><td>695 超 ～ 700 以下</td><td rowspan="3">20</td><td rowspan="3">20</td></tr>
<tr><td>700 超 ～ 800 以下</td><td rowspan="3">50</td><td>34</td><td rowspan="3">23</td><td rowspan="3">23</td></tr>
<tr><td>800 超 ～ 900 以下</td><td rowspan="2">50</td><td rowspan="2">38</td><td rowspan="2">35</td><td rowspan="2">35</td></tr>
<tr><td>900 超 ～ 1,000 以下</td><td rowspan="4">30</td><td rowspan="4">30</td><td rowspan="4">33</td><td rowspan="4">33</td></tr>
<tr><td>1,000 超 ～ 1,200 以下</td><td rowspan="4">55</td><td rowspan="4">55</td><td>42</td><td>40</td><td>40</td><td rowspan="4">40</td></tr>
<tr><td>1,200 超 ～ 1,500 以下</td><td>46</td><td>45</td><td>45</td></tr>
<tr><td>1,500 超 ～ 1,800 以下</td><td rowspan="2">50</td><td rowspan="2">50</td><td rowspan="3">50</td></tr>
<tr><td>1,800 超 ～ 2,000 以下</td><td rowspan="3">40</td></tr>
<tr><td>2,000 超 ～ 3,000 以下</td><td>60</td><td rowspan="2">60</td><td>55</td><td>55</td><td rowspan="6">50</td><td rowspan="6">37</td><td rowspan="6">40</td><td rowspan="3">40</td></tr>
<tr><td>3,000 超 ～ 4,000 以下</td><td rowspan="2">65</td><td rowspan="2">60</td><td rowspan="3">60</td><td rowspan="3">55</td><td rowspan="5">50</td></tr>
<tr><td>4,000 超 ～ 4,500 以下</td><td rowspan="3">65</td></tr>
<tr><td>4,500 超 ～ 5,000 以下</td><td rowspan="3">70</td><td rowspan="4">70</td><td rowspan="4">65</td><td rowspan="4">60</td><td rowspan="4">45</td></tr>
<tr><td>5,000 超 ～ 6,000 以下</td></tr>
<tr><td>6,000 超 ～ 6,500 以下</td><td rowspan="2">70</td></tr>
<tr><td>6,500 超 ～ 8,000 以下</td><td rowspan="2">75</td></tr>
<tr><td>8,000 超</td><td>75</td><td>75</td><td>70</td></tr>
<tr><td>税率段階数</td><td colspan="3">19</td><td>15</td><td>12</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td></tr>
<tr><td>住民税最高税率</td><td colspan="4">18</td><td>16</td><td colspan="3">15</td><td>13</td><td colspan="2">10</td></tr>
</table>

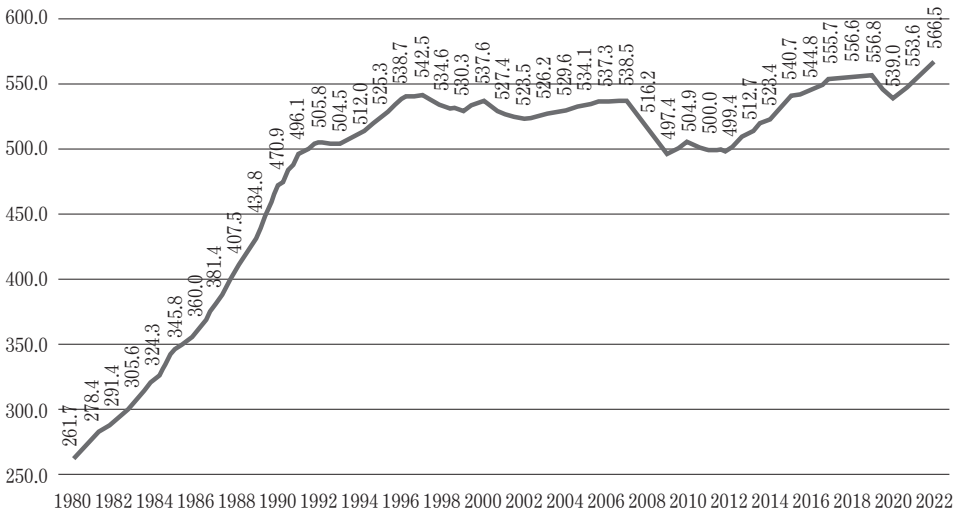
（出所）以下の資料より作成。

1．1984年まで，大蔵省主税局総務課監修，税務経理協会編『税制の抜本改革（税制調査会第二・第三特別部会中間報告・関係資料集）』税務経理協会，1986年，247ページ。

2．1987～99年は，財務省財務総合研究所財政史室編『平成財政史（平成元～12年度）』第4巻「租税」，大蔵財務協会，2014年，235，562ページ。

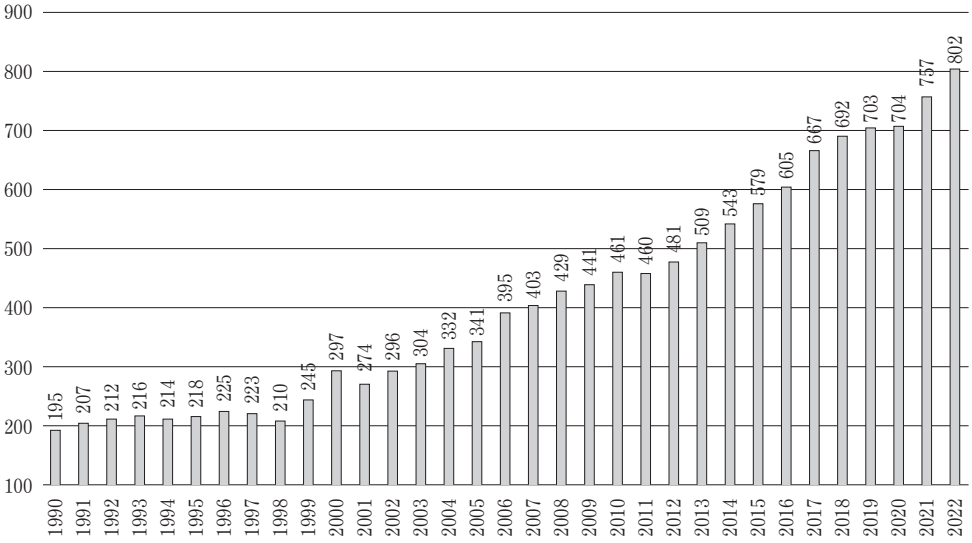
3．2007年以降，藤井大輔・木原大策編『図説・日本の税制（令和2～3年度版）』財経詳報社，2021年，109ページ。

図 6　名目国内総生産の推移（1980～2022年度，年度・兆円）



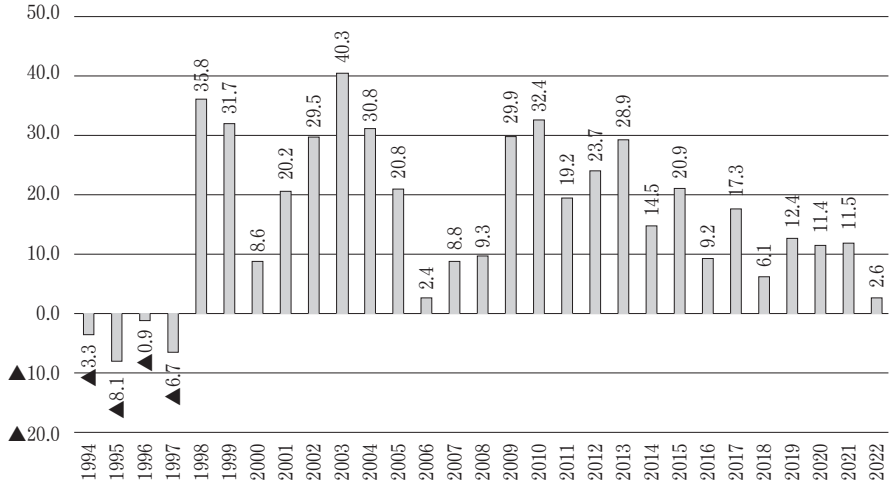
（出所）内閣府『日本経済レポート（2023年度）』2024年 2 月，長期経済統計，より作成。
（注）国内総生産は，内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」により，総額については，1980年度から1993年度まで（前年度比は1981年度から1994年度まで）は「支出側 GDP 系列簡易遡及（2015年基準・08SNA）」，1994年度（前年度比は1995年度）以降は「2023年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（ 2 次速報値）（2015年基準・08SNA）」による。

図 7　内部留保の推移（1990～2022年度，年度・兆円）



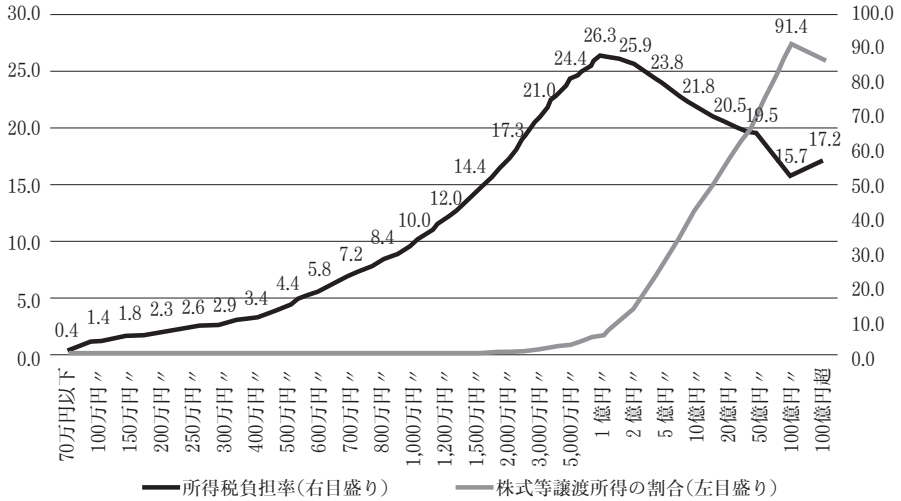
（出所）財務省『財政金融統計月報』「法人企業統計調査」特集，各年度，より作成。
（注）1．金融・保険業を除く全産業の全法人。
2．内部留保は，2003年度まで，資本準備金，利益準備金，その他の剰余金，引当金（流動負債・固定負債），特別法上の準備金の合計，2004年度以降，資本剰余金，利益剰余金，引当金（流動負債・固定負債），特別法上の準備金の合計。

図８　非金融法人企業の資金過不足の状況（1994～2022年度，兆円）



（出所）内閣府経済社会総合研究所「2022年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」（2023年12月），より作成。

図９　申告納税者の所得税負担率（2022年分，％）
～いわゆる「１億円の壁」～



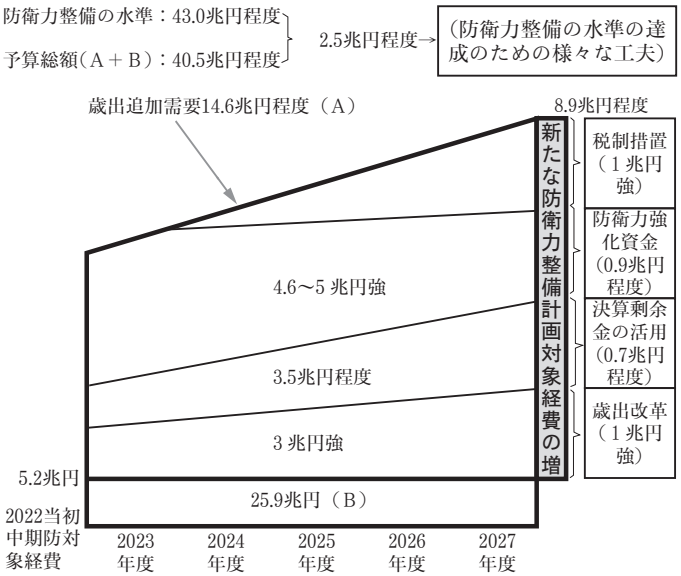
（出所）国税庁長官官房企画課「申告所得税標本調査――調査結果報告――（税務統計から見た申告所得税の実態）」2022年版，2024年２月，より作成。
（注）１．所得税負担率＝（源泉徴収税額＋申告所得税額）÷合計所得金額×100（％）
２．株式等譲渡所得の割合＝株式等譲渡所得÷合計所得金額×100（％）

表24　当初所得のジニ係数と税制の所得再分配効果の推移（1962～2021年）

調査年	当初所得（ジニ係数）			当初所得－税金（ジニ係数）			税による改善度（%）		
	梅原試算	報告書	差	梅原試算	報告書	差	梅原試算	報告書	差
1962	―	0.3904	―	―	―	―	―	―	―
1967	―	0.3749	―	―	0.3611	―	―	3.7	―
1972	―	0.3538	―	―	0.3384	―	―	4.4	―
1975	―	0.3747	―	―	0.3638	―	―	2.9	―
1978	-	0.3652	-	-	0.3517	-	-	3.7	-
	―	0.3685	―	―	0.3509	―	―	4.8	―
1981	0.3567	0.3491	0.0076	0.3355	0.3301	0.0054	5.96	5.4	0.56
1984	0.4034	0.3975	0.0059	0.3847	0.3824	0.0023	4.63	3.8	0.83
1987	0.4138	0.4049	0.0089	0.3941	0.3879	0.0062	4.78	4.2	0.58
1990	0.4362	0.4334	0.0028	0.4254	0.4207	0.0047	2.49	2.9	▲ 0.41
1993	0.4327	0.4394	▲ 0.0067	0.4179	0.4255	▲ 0.0076	3.42	3.2	0.22
1996	0.4424	0.4412	0.0012	0.4332	0.4338	▲ 0.0006	2.09	1.7	0.39
1999	0.4672	0.4720	▲ 0.0048	0.4601	0.4660	▲ 0.0059	1.53	1.3	0.23
2002	0.4976	0.4983	▲ 0.0007	0.4920	0.4941	▲ 0.0021	1.12	0.8	0.32
2005	0.5269	―	―	0.5243	―	―	0.50	―	―
2008	0.5343	―	―	0.5342	―	―	0.01	―	―
2011	0.5573	―	―	0.5555	―	―	0.31	―	―
2014	0.5747	―	―	0.5749	―	―	▲ 0.04	―	―
2017	0.5594	-	-	0.5608	-	-	0.10	-	-
2021	0.5700	―	―	0.5707	―	―	0.22	―	―

（出所）拙稿「日本における税制の所得再分配効果（第４版）」『大阪経大論集』第74巻第４号，2023年11月，122ページ，表11より。算出方法については，拙稿を参照されたい。

図10　防衛力整備計画の財源確保策（イメージ）



（出所）財務省「令和５年度予算のポイント」2022年12月，６ページ，より作成。
（原注）図はイメージ図であることに留意。

表25　防衛力強化財源と防衛力強化資金（2023～2024年度予算）

（単位：億円）

項　目	2023年度 当初	2023年度 補正	2023年度 補正後	2024年度 当初	合計
政府資産整理収入					
国有財産処分収入					
防衛力強化国有財産売払収入					
土地売払代（大手町プレイス政府保有分の売払収入）	4,164		4,164		4,164
雑収入					
納付金					
防衛力強化雑納付金	746		746		746
（独法）国立病院機構からの納付金	422		422		422
（独法）地域医療機能推進機構からの納付金	324		324		324
諸収入					0
防衛力強化資金受入				11,548	11,548
防衛力強化特別会計受入金	37,319		37,319	9,713	47,032
財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの特別措置受入金	2,000		2,000		2,000
財政投融資特別会計投資勘定からの受入金	4,367		4,367		4,367
外国為替資金特別会計からの受入金	18,948		18,948	7,749	26,697
外国為替資金特別会計決算剰余金の特別措置受入金	12,004		12,004		12,004
労働保険特別会計雇用勘定からの前年度雇用安定事業費財源受入超過額の受入金				1,964	1,964
防衛力強化弁償及び返納金	3,690	2,222	5,912		5,912
内閣府（子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等に係る返納金）		1,005	1,005		1,005
厚生労働省（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る返納金）	1,340		1,340		1,340
厚生労働省（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金等に係る返納金）		288	288		288
農林水産省（新市場創出対策事業費補助金等に係る返納金）		144	144		144
経済産業省（(独法）中小企業基盤整備機構新型コロナウイルス感染症基金等に係る返納金）	2,350	783	3,134		3,134
前年度剰余金受入					
防衛力強化前年度剰余金受入		13,131	13,131		13,131
合計	45,919	15,352	61,272	21,261	82,533
（使途）	↓	↓	↓	↓	↓
防衛力整備計画対象経費として使用	12,113	4,962	17,075	21,261	38,336
防衛力強化資金へ繰入	33,806	10,390	44,197		44,197
（防衛力強化資金増減計画表）	↓	↓	↓		
前年度末資金現在高	－	－	－	44,197	
資金増減額 資金増	33,806	10,390	44,197	0.96	
一般会計より受入	33,806	10,390	44,197		
財政融資資金預託利子受入				0.96	
資金減				11,548	
一般会計へ繰入				11,548	
本年度末資金現在高	33,806	10,390	44,197	32,649	

（出所）『一般会計予算書』2023年度当初，2023年度補正，2024年度当初，より作成。